

7 月 NEWS

【1】税制情報

今回は、令和 5 年 10 月より施行されます適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」)について取り上げたいと思います。

インボイス制度は、多くの事業者に関わる大変重要な制度ですので施行日まで日がありますが今回詳しく解説を行いたいと思います。

インボイス制度とは消費税法における仕入税額控除の方法のことを言います。

※仕入税額控除について端的に説明すると以下のようになります。

納付すべき消費税額の計算は仮受消費税から仮払消費税を減算することにより計算されます。

当該仮払消費税を減算する行為を仕入税額控除と言います。

従前の仕入税額控除の適用を受けるにあたっては、一定の記載事項を満たした「帳簿」及び「請求書等(区分記載請求書等)」の保存が求められていました。

インボイス制度施行後は区分記載請求書でなく、適格請求書(インボイス)と呼ばれる請求書等の保存が求められることとなります。

○仕入税額控除の要件

現在~令和 5 年 9 月 (区分記載請求書等保存方式)	令和 5 年 10 月~ (インボイス制度)
法令上求められる仕入に係る 一定の事項が記載された帳簿の保存	(同左)
「請求書等」(区分記載請求書等)の保存	「請求書等」(適格請求書等)の保存

○区分記載請求書と適格請求書

【区分記載請求書等保存方式】

記載事項

- ①請求書発行者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④税率毎に区分して合計した対価(税込)
- ⑤軽減税率の対象品目である旨
- ⑥請求書受領者の氏名又は名称

留意事項

- ・④、⑤は受領者による追記が可能
- ・免税事業者でも交付可能

【適格請求書等保存方式】

記載事項

- 区分記載請求書に下記の事項が追加されたもの
- ①登録番号(課税事業者のみ登録可能)
 - ②適用税率
 - ③消費税額

留意事項

- ・受領者による追記は不可
- ・免税事業者は交付不可

○登録番号

登録番号は、適格請求書発行事業者の登録を行う事で取得することが出来ます。その登録については、所轄税務署長に対し、登録申請を行う必要があります。なお、登録番号については法人であれば法人番号の頭にアルファベットの T が付いたもの。個人事業者であれば新たに発行された固有の番号の頭に T を付したものとされます。

前述にあるように、適格請求書には登録番号が必要となっており、その登録番号は課税事業者のみが登録できるものとなっています。つまり免税事業者は登録番号を請求書に記載することが出来ないこととなっています。

このことから、免税事業者が発行する請求書は適格請求書の要件を満たさないとされます。つまりインボイス制度施行後においては仕入税額控除の適用を受ける要件として「適格請求書」の保存が求められていることから、免税事業者との取引については仕入税額控除を行う事が出来なくなってしまう。

そのため免税事業者である者については、取引先との関係を踏まえ課税事業者選択届出書を提出し課税事業者にならざるを得ないという状況も今後考えられます。

適格請求書発行事業者の申請は、令和 3 年 10 月 1 日より提出が可能となっています。

○経過措置

インボイス制度導入から一定期間は適格請求書発行事業者以外からの仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間は、次の通りです。

期 間	割 合
令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

○総論

事業者の方のうち課税事業者の方は、当然に適格請求書発行事業者の申請を行い、免税事業者の方も今後の取引関係を考慮し、課税事業者になり申請を行うか引き続き免税事業者のまま営業するかの判断が必要となってきます。

上記までのことから、インボイス制度の施行開始以後、免税事業者は大幅に減少することが想定され、消費税の益税問題(免税事業者が預かった消費税相当額は、国へ納税されないため事業者の利益となってしまう現象)が解消されることとなります。

しかし、本来消費税の納税義務が無い小規模な事業者についても複雑な消費税申告を行わなければならないようになってしまうことは実務的、キャッシュフロー的に考えても負担が増えてしまうことは想像に難くないでしょう。

インボイス制度が開始するまで残り 2 年ほどとなっております。よく制度の内容を理解し、施行開始して慌てることのないよう念入りに準備を行う事が大切です。

【2】7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下のとおりですので、ご確認ください。

申告期限等	内容
7月12日	6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付 (源泉所得税につきまして、納期の特例適用者は、1月～6月までの徴収分を納付)
7月15日	所得税の予定納税額の減額申請
8月2日	所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	5月決算法人の確定申告
	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	11月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告

【3】スタッフの一言

最近は気温も30度を超える日も珍しくなくなり夏の訪れを肌で感じております。
水分補給等をしっかり行い熱中症に気を付けましょう。

担当：宮田